

第二百三回 参議院 憲法審査会 會議録 第二一號

令和二年十二月四日(金曜日)
午後零時四十四分開会

出席者は左のとおり。

会長 林 芳正君
幹事 石井 準一君
石井 正弘君
西田 昌司君
藤末 健三君
那谷屋正義君
白 眞勲君
西田 実仁君
松沢 成文君
矢田わか子君
山添 拓君

赤池 誠章君
有村 治子君
磯崎 仁彦君
衛藤 晟一君
岡田 広君
片山さつき君
古賀友一郎君
上月 良祐君
佐藤 正久君
中川 雅治君
中曾根弘文君
古川 俊治君
堀井 敏君
舞立 昇治君
山下 雄平君
山田 宏君
山谷えり子君

委員

事務局側

憲法審査会事務局長 岡留 康文君

本日の会議に付した案件

- 憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めめることに関する請願(第二四号外二件)
- 改憲発議に反対することに関する請願(第二五号外一九件)
- 憲法第九条を守ることに関する請願(第二七号外一二件)
- 緊急事態に対応できる憲法の早期発議に関する請願(第一四九号)
- 憲法の改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和と暮らしにいかすことに関する請願(第三二三号)
- 日本国憲法の改悪を行わず、今こそ憲法をいかに政治を行うことに関する請願(第三二四号)

石川 大我君
打越さく良君
江崎 孝君
小西 洋之君
杉尾 秀哉君
福島みずほ君
伊藤 孝江君
平木 大作君
矢倉 克夫君
安江 伸夫君
浅田 均君
東 徹君
足立 信也君
浜野 喜史君
山下 芳生君

○憲法九条の改悪反対に関する請願(第三二五号)
○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに政治に関する請願(第四二六号外一四件)
○憲法九条を守り、いかに政治に関する請願(第七〇八号)
○憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願(第七〇九号外一二件)
○憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかに政治に関する請願(第七二二号)

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。
○松沢成文君 委員長。

○会長(林芳正君) 松沢成文君。

○松沢成文君 去る二日、会長に受領いただきました文書のとおり、会長不信任の動議を提出いたします。
○会長(林芳正君) 松沢成文君から、賛成者と連署の上、文書により会長不信任の動議が提出されました。よって、会長は、この席を譲って会長代理那谷屋正義君に会議を主宰していただきます。
(会長退席、会長代理那谷屋正義君着席)

○会長代理(那谷屋正義君) ただいまより憲法審査会会長林芳正君不信任の動議を議題といたします。
まず、提出者から本動議の趣旨説明を願います。松沢成文君。

○松沢成文君 ただいま議題となりました憲法審査会会長林芳正君不信任動議について、日本維新の会を代表して、提出者としての趣旨を説明いたします。

言論の府として、良識の府として、国民に開かれた議論が求められている参議院憲法審査会が、平成三十年二月以来、何と三年近く実質審議が行

われておりません。このままでは国民の負託に答えられないばかりか、参議院の存在意義すら問われる異常事態であります。

憲法審査会は、与野党の党派性を超えて、公平公正に憲法議論を行う場とされています。近年では、国会でも、国民からも、憲法に関する様々な問題が提起され、世論調査においても過半数の国民が憲法審査会の審議促進を求めています。各党派には憲法改正に賛成、反対の様々な意見があることは承知していますが、国会議員がオープンに討論することによって初めて主権者である国民の皆さんに憲法がどうあるべきか考える機会を提供することができるのです。このように、政治の、日本の政治にとって極めて重要な役割を担う参議院憲法審査会が、一部会派の反対で開催できないことは許されません。

そこで、私たち日本維新の会は、昨年より三度にわたり林会長に対して憲法審査会開催の申入れを行い、会長の指導力、決断力によって早期に審査会を開催し、審議を行うよう繰り返し強く要請してまいりました。さらに、今国会においても、幹事会の場で開催を強く要請してまいりました。

林会長は、これまで開催に向けて各会派との調整を図られたようですが、結果として、今国会でも開催できませんでした。衆議院の憲法審査会が今国会で三度の自由討議を開催しているのに比べても恥ずかしい限りです。これは、林会長の指導力、決断力の欠如と言わざるを得ず、大変残念であります。ここに不信任動議を提出いたします。

このままでは審査会は有名無実化してしまいます。憲法改正に異議がある会派は、その見解を審査会で堂々と主張すればよいのです。そして、野党第一党の同意がなければ審査会の開催をしない

というあしき慣習を改め、幹事会の多数決によつて審査会を動かすべきです。審査会の開催自体を拒否し、審議を封殺することは、憲法の定める言論の自由、表現の自由に反し、立憲主義にもとり、議会制民主主義を否定する暴挙と言わざるを得ません。これは国会議員としてあるまじき行爲であり、――（発言する者あり）

各会派の皆様には、本動議の御賛同をお願いするとともに、反対の場合は討論で、なぜ憲法審査会の開催を拒むのか、国民に対して明確に説明するように求めます。

以上であります。（発言する者あり）
○会長代理（那谷屋正義君） ちよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕
○会長代理（那谷屋正義君） 速記を起こしてください。

それでは、暫時休憩いたします。
午後零時四十九分休憩

午後一時十四分開会

〔会長代理那谷屋正義君会長席に着く〕
○会長代理（那谷屋正義君） ただいまから憲法審査会を再開いたします。

憲法審査会会長林芳正君不信任の動議を議題といたします。

ただいまの松沢君の趣旨説明の発言の中で不適切な言辭があるとの御指摘がございました。後刻速記録を調査の上、適当な処置をとることといたします。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○藤末健三君 自由民主党・国民の声の藤末健三です。

私は、自由民主党・国民の声を代表して、ただいま議題となりました憲法審査会会長林芳正君不

信任の動議に対し、反対の立場から討論いたします。

本審査会が平成三十年二月以来二年半以上にわたつて実質的な調査を行つてこなかったことに対しては、誠に残念であります。率直に反省すべきだと思ひますが、これは会長お一人の責任ではありません。

林会長は、会長に就任した際、審査会の運営に当たりましては、委員各位の御指導と御協力をいただきながら、公正かつ円満な運営に努めてまいりますと述べられて以来、一貫として公正かつ円満な運営を心掛け、与野党の筆頭幹事と連絡を取り三者で協議を行うなど、審査会開催に向け懸命の努力を続けてこられました。

自由民主党・国民の声は、憲法に関わる諸問題について、審査会の場において大いに議論すべきとの立場であります。

さらに、我が自由民主党は、条文イメージ、たたき台素案を取りまとめ、既に公表をしております。我が党の条文イメージだけではなく、その他の項目についても本審査会の場で各会派から意見を述べてもらうことで、国民が憲法改正を考える上で一つの判断材料を示したいと思つております。これが主権者である国民の負託に応えることだと考えております。

各会派の中にも積極的に議論すべきとする会派はあり、具体的な条文案を作成、若しくは作成中の政党もあると承知しております。しかし、その一方で、憲法に関する議論は、与野党合意の下、静かな環境で行われるべきだと考えます。

第二百一回国会に続き、今回も動議が提出されることになったことは大変憂うべきことであります。与野党合意による審査会開催がなされないからといって林会長を不信任とする理由には全く当たらないと考えます。林会長には、引き続き公正かつ円満な運営をお願いし、与野党合意による審査会開催に向けた御努力を、与野党筆頭幹事とともに、これまでと同様に行つていただきたいと

存じます。その上で、早急に実質的な調査が行われるよう切に願ひます。

各会派には、憲法に対する意見の隔たりがあることは前提としつつ、そうした様々な意見を国民に分かる形で示すためにも、本審査会の今後の開会に御尽力いただければと存じます。

以上、林会長不信任動議に反対であることを申し上げ、私の討論を終わります。

○東徹君 日本維新の会の東徹です。
参議院憲法審査会会長林芳正君不信任動議につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この臨時国会では、衆議院の憲法審査会では二回質疑が行われました。にもかかわらず、参議院の憲法審査会では、大変残念ながら今国会でも実質的な審議というものが行われませんでした。

参議院では、二〇一八年二月二十一日に自由討論が行われてから二年九か月以上、実質的にストップしたままという異常な状況が続いております。国民の代表である国会議員が我が国の最高法規である憲法について全く議論を行っていないことは、国会議員としての職務、職責を果たしておらず、恥すべきことであります。通常、野党第一党の同意がなければ審査会を開催しないという慣習は改めるべきであります。

今まさに、新型コロナウイルスの第三波と言われるほど感染が拡大しております。コロナに対応していく中で、国と地方の関係、役割や権限、こういった統治機構の在り方は非常に重要なテーマとして浮かび上がつております。これはまさに憲法審査会で議論すべきことであります。

我々は、統治機構改革、そして教育の無償化、こういった憲法改正案を出させていただいております。少子高齢化、人口減少社会、以前からある我が国の課題も併せて早急に検討していかななくてはなりません。

憲法審査会会長には、新型コロナウイルスという困難を迎え大きく社会が変化しようとしているときだからこそ、強いリーダーシップを発揮し、必要な審議を行えるようにしていかなくてはならない責任があります。

次期通常国会では、早々に憲法審査会が開催され、実質的な審議が行われることを求め、賛成の討論とさせていただきます。

○会長代理（那谷屋正義君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。
憲法審査会会長林芳正君不信任の動議に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○会長代理（那谷屋正義君） 少数と認めます。よつて、本動議は賛成少数により否決されました。

会長の復席を願ひます。
〔会長代理那谷屋正義君退席、会長着席〕

○会長（林芳正君） これより請願の審査を行います。

第二四号憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかに政治の実現を求めることに関する請願外六十九件を議題といたします。
本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。

これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○会長（林芳正君） 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十二分散会
十一月二十日日本審査会に左の案件が付託された。

一、緊急事態に対応できる憲法の早期発議に関する請願(第一四九号)
一、改憲発議に反対することに関する請願(第一九八号)

第一四九号 令和二年十一月十一日受理
緊急事態に対応できる憲法の早期発議に関する請願

請願者 滋賀県野洲市 東郷克己 外六十
九名

紹介議員 有村 治子君

中国湖北省武漢市から世界に拡散された新型コロナウイルス感染症は瞬く間に世界に広がり、我が国でも今年の四月七日に改正新型コロナウイルス感染症対策特別法による緊急事態宣言が総理大臣より発令され、さらに、五月四日には同月三十一日まで延長された。この間、諸外国は強制力を伴う措置による感染拡大の封じ込めに取り組んだが、我が国では要請にとどまったため、自衛が十分な効果を上げるには国民の理解や危機感の浸透に時間を要したほか、一部の業者、国民が要請に従わず、感染を広げる結果となるなど、緊急事態に関する不備があらわになった。また、国会議員の感染も確認されており、万が一多数の議員が感染し、入院や自宅待機を余儀なくされた場合、国会の定足数を満たせず、切迫した状況下で緊急対策の審議ができなくなる可能性がある。さらに、国会議員の任期を目前に災害が発生した場合、国会に召集する議員が不在となり、国の緊急対応を決することができない深刻な危険もはらんでいる。

このように、現行の憲法は見直しが必要であり、緊急事態条項を設ける必要がある。一方、衆参両院に憲法審査会が発足して以来十三年が経過しているが、その審査は日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正の一件にとどまり、機能停止状態である。憲法改正は国民投票において国民が判断するものであり、国民主権の現憲法下で憲法審査会の開会を拒むことは許されない。

ついては、次の事項について実現を図られた。
一、速やかに憲法審査会を開会し、憲法草案の審査、策定、そして国会発議を経て国民投票の機会を実現すること。

第一九八号 令和二年十一月十二日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県富士見市 川出道子 外四十名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

十一月二十七日日本審査会に左の案件が付託された。
一、憲法の改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和と暮らしにいかすことに関する請願(第三三三三号)

一、日本国憲法の改悪を行わず、今こそ憲法をいかした政治を行うことに関する請願(第三二四号)

一、憲法九条の改悪反対に関する請願(第三二五号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第四二六号)(第四二七号)(第四二八号)(第四二九号)(第四三〇号)(第四三一〇号)(第四三二二号)(第四三三三三号)(第四三四四号)(第四三五五号)(第四三六六号)(第四三七七号)(第四三八八号)

第三三三三号 令和二年十一月十七日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和と暮らしにいかすことに関する請願

請願者 大阪府松原市 磯辺勝年 外二十名

紹介議員 田村 智子君

日本国憲法は、悲惨な戦争と専制政治への痛恨

の反省から、平和と民主主義を求める国民と世界の人々の強い願いによって生まれた。戦争放棄、戦力不保持を定めた第九条と共に、第二十五条など画期的な基本的人権の規定を持つ日本国憲法は、二十一世紀の世界の羅針盤として国内外の多くの人々から熱い支持を集めている。しかし、憲法第九条を変え、あるいは解釈改憲を重ねて集団的自衛権の行使に踏み出すとするなど、アメリカと一緒に海外で戦争する国づくりへの動きが強まっている。また、人が人であるあかしとしての精神活動の自由や、人間らしく生き働く権利への侵害も強まっている。このような憲法改悪の動きや、憲法の理念と原則を踏みにじる政治を断じて受け入れるわけにはいかない。今、政治が取り組むべきことは、憲法と相入れない現実を正し、憲法を平和と暮らしにいかすことである。

ついては、次の事項について実現を図られた。
一、憲法の改悪に反対すること。
二、第九条を守り憲法を平和と暮らしにいかすこと。

第三二四号 令和二年十一月十七日受理
日本国憲法の改悪を行わず、今こそ憲法をいかした政治を行うことに関する請願

請願者 岐阜県美濃市 猿渡治子 外三十名

紹介議員 大門実紀史君

戦前、日本は侵略戦争を行い、アジア諸国を始め二千万人も人々の命を奪った。国内においては、天皇制政府は戦争に反対する人を治安維持法などによって弾圧し、言論の自由を封殺した。このような侵略戦争と人権抑圧の政治への深い反省、二度にわたる世界大戦の反省、そして国際的な人権思想の歴史的到達点を踏まえて、国民主権、平和主義、基本的人権などを基本理念とする日本国憲法が、国民の意思によって制定された。日本国憲法は世界の最先端の憲法と評されている

(朝日新聞二〇一二年五月三日号記事)。東日本大震災や東京電力福島第一原発事故の問題、領土問題など近隣諸国との関係、貧困、不安定雇用の広がりなどの社会問題が山積する下で、今こそ日本国憲法の理念をいかし、これを厳格に守る政治・外交を行うことが求められている。また、第九十六条で定める改憲発議要件(両院の総議員の三分の二以上の賛成は、時の政府の思わくで簡単に改憲を発議できないように法律の制定(過半数よりも厳しい要件となつていものである)、国家権力を縛る憲法の重要な規定である。

ついては、次の事項について実現を図られた。
一、国民主権、平和主義、基本的人権を定めた日本国憲法の改悪を行わないこと。
二、第九十九条(国務大臣・国会議員等の憲法尊重・擁護義務)のつとり、日本国憲法の理念に基づき、これを厳格に守る政治・外交を行うこと。
三、第九十六条の改憲発議要件を緩和しないこと。

第三二五号 令和二年十一月十七日受理
憲法九条の改悪反対に関する請願

請願者 北九州市 阿南富志夫 外四名

紹介議員 武田 良介君

日本国憲法は、日本国民とアジアの人々におびただしい惨禍と犠牲を強いた侵略戦争への痛苦の教訓に立って、主権在民、恒久平和、基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、地方自治など民主政治の柱となる平和的民主的な条項を定めている。取り分け武力行使の永久放棄や戦力不保持を明記する第九条は、世界に誇るべき平和の原則である。ところが、小泉純一郎首相(当時)はこの憲法を改悪するため、自民党の憲法改正試案をまとめるよう指示し、これを受けて自民党は改憲の手続となる国民投票法案を提出し、成立させた。現職の首相が期日を設けて改憲案の取りま

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにかすことに関する請願(第七二二号)
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第八一四号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第八一五号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第八一六号)

第五三三号 令和二年十一月二十日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 青森県むつ市 吉田昇一 外二万八千七百九十二名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六二五号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 奈良県生駒市 増田隆子 外一万六千七百八十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六二六号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 奈良県天理市 浅越悠子 外一万六千七百七十二名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六二七号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 奈良県生駒市 武田敦子 外一万六千七百七十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六二八号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 奈良市 可部田ゆかり 外一万六千七百七十二名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六二九号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 鳥取県東伯郡三朝町 藤井道保 外一万六千七百七十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六三〇号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 鳥取県西伯郡伯耆町 森安是公 外一万六千七百七十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六三一号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 愛媛県四国中央市 山内文字 外一万六千七百七十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六三二号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 愛媛県四国中央市 真鍋直江 外一万六千七百七十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六三三号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 愛媛県新居浜市 越智和子 外一

第六三四号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 北海道根室市 相川洋子 外一万六千七百七十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六三五号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 山形県鶴岡市 齋藤みね 外一万六千七百七十二名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六三六号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 山形県鶴岡市 渡部みへ 外一万六千七百七十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第六三七号 令和二年十一月二十四日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 山形県鶴岡市 小野寺喜美子 外一万六千七百七十二名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第七〇七号 令和二年十一月二十五日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 東京都杉並区 武田百代 外三万六千四百四十五名

紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第七〇八号 令和二年十一月二十五日受理

憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 群馬県太田市 篠木かね 外千九百三十三名

紹介議員 伊藤 岳君

第二次世界大戦では、日本軍の侵略により、アジア諸国で二千万人、日本人も三百十万人が犠牲となった。日本国憲法はこの痛恨の経験から、再び戦争はしないことを世界に誓い制定された。日本国憲法は、人々が平和のうちに生きる権利を保障している(平和的生存権)。しかし、今、憲法第九条を変え、自衛隊を政府の意のままに海外に送り出せるようにし、国民の自由や人権を制限して日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっている。このような憲法改悪の動きを受け入れることはできない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条を守ること。

第七〇九号 令和二年十一月二十五日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに

請願者 福岡市 鯉島藍 外三百五十二名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、おびただしい犠牲をもたらした戦争への深い反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄と戦力を持たないことを定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして人類的価値を持っている。しかし、今、国防軍の創設など第九条を変え、第九十六条の憲法改正要件を緩めるなど、憲法改悪の動きが一気に強まっている。また、日本への武力攻撃がないのに、アメリカと一緒に海外で戦争する集団的自衛権の行使に突き進むようにしている。今、日本がすべきことは、憲法の平和原則をいかにした平和の外交である。

については、次の事項について実現を図られた
い。
一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守るこ
と。

第七一〇号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 福岡市 太和田百合子 外三百四
十一名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一一号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 福岡県朝倉市 野上俊郎 外三百
四十一名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一二号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 福岡市 松原光生 外三百四十
一名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一三号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 大阪府泉南市 中真紀 外三百四
十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一四号 令和二年十一月二十五日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 長野県北安曇郡白馬村 浜田尊雄
外三百四十一名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一五号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 兵庫県加古川市 東条善久 外三
百四十一名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一六号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 長野県松本市 石田さち子 外三
百四十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一七号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 北海道釧路市 深町久美子 外三
百四十一名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一八号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 札幌市 鈴木英雄 外三百四十
一名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七一九号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 札幌市 館優 外三百四十一名
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七二〇号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 福岡県飯塚市 木塚正明 外三百
四十一名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七二一号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることに
願

請願者 大阪府泉南市 倉田和博 外三百
四十一名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第七二二号 令和二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り平和のために
願

請願者 横浜市 田所絢 外三十四名
紹介議員 井上 哲士君
世界の人々の願いは、戦争も核兵器もなく平和
に生きることである。日本国憲法は、第二次世界
大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世
界の流れと平和と民主主義を求める日本国民の努
力によって生み出された。特に、第九条で掲げた
戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認は、紛
争を平和的に解決しようとする二十一世紀の平和
の理念として輝いている。ところが今、第九条を
中心に憲法を変えようとする動きが強まっている

第七二三号 令和二年十一月二十六日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県深谷市 長谷川愛子 外九
百六十六名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

る。その狙いは、アメリカと共に自衛隊が海外で
戦争できるようにしようとするものである。今こ
そ日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権
の三原則を始めとする各条項の遵守が求められて
いる。取り分け、憲法第九条を守り現実の政治に
いかすことは、日本国民の願いであり、世界平和
への貢献である。

については、次の事項について実現を図られた
い。
一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のた
めにいかすこと。

第八一四号 令和二年十一月二十六日受理
憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義
をいかす政治の実現を求めることに
願

請願者 埼玉県川口市 小林一郎 外八百
二十五名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八一五号 令和二年十一月二十六日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 埼玉県深谷市 長谷川愛子 外九
百六十六名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第八一六号 令和二年十一月二十六日受理
立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか
すことに関する請願

請願者 埼玉県川口市 須山典子 外七十
四名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第四二六号と同じである。

十二月三日本審査会に左の案件が付託された。
一、改憲発議に反対することに関する請願(第

一、改憲発議に反対することに関する請願(第

八九七号)

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第八九八号)
一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願(第九二四号)

第八九七号 令和二年十一月二十七日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 神奈川県藤沢市 太田仁希 外二

万七千九十六名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第八九八号 令和二年十一月二十七日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 滋賀県草津市 赤井三郎 外十六

名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四二六号と同じである。

第九二四号 令和二年十一月二十七日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県新座市 榎本洋子 外二百

八十九名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。